

公募型プロポーザル方式(簡略手続タイプ)に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2024年12月5日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 寺山 徹

1 業務概要

(1)業務名

次世代無線設備の導入に関する技術資料作成（2024年度）

(2)業務内容

本業務は、次世代無線設備の導入に関する技術資料作成を行うものである。

<業務内容>

① 災害時に継続利用可能な情報設備に関する技術資料作成

災害時においても継続して運用可能な情報設備の検討を行い、道路啓開路線としての機能を確保するための情報収集および情報提供設備に関する技術資料作成を行う。なお、検討する設備の通信手段は次世代無線設備（ローカル5G）での接続を前提とする。

イ 情報収集設備の検討

次世代無線設備（ローカル5G）の特性を活かした情報収集設備の検討を行う。ロボットや自走式車両と、カメラ（4K、8K、360度カメラ等）を組み合わせた設備に関する導入可能性の評価・検証を想定しているが、詳細設備については監督職員と協議の上で決定する。

ロ 情報提供設備の検討

災害時において高速道路上の車両やお客さまに対し、避難誘導、注意喚起、交通情報等を提供するためのスピーカーや放送設備に関する調査及び整理を行う。既に整備されているポール照明設備等と組み合わせた情報提供設備の検討を行うこと。

② 次世代無線設備の導入計画に関する技術資料作成

次世代無線設備（ローカル5G）の全線整備に向けた導入計画作成を行う。検討に当たり、整備コストや維持コストを考慮すること。

③ 自営ネットワークの外部接続に関する技術資料作成

首都高速道路において整備されている自営ネットワーク（COM-NET）と、今後整備予定のローカル5Gとの接続に関する技術資料作成を行う。

イ 外部接続に関する検討

現在構築済みの自営ネットワーク（COM-NET）について、セキュリティ、信頼性、パフォーマンスの観点から、クラウドサービス等の外部ネットワーク接続方法に関する検討を行う。想定されるクラウドサービスを数パターン想定し、対応した接続方法の検討を行う。また、通信機器ベンダーへのヒアリング等を行うものとする。

ロ ローカル5Gと自営ネットワークの接続に関する検討

ローカル 5G の整備に伴い、自営ネットワーク (COM-NET) とローカル 5G の接続方法に関する検討を行う。

④ 次世代無線設備に関する技術要領の改訂資料作成

ローカル 5G を導入する際の技術要領「無線通信システム設計指針 (L5G 版)」の改訂資料を作成する。改訂内容は下記を想定している。改訂資料作成にあたり、基本的な施工技術資料 (系統図面、設置図面等) の作成を含むものとする。

想定改訂内容

- ・上記①～③で検討した内容に関する改訂

(3) 履行期間

契約締結日翌日から 360 日間

(4) その他

- ①本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式(簡略手続タイプ)の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4 (1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書(電子入札留意事項様式第 1)を提出するものとする。
- ③その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1)首都高速道路株式会社契約規則実施準則(平成 23 年準則第 1 号)第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2)首都高速道路株式会社における 2023・2024 年度競争参加資格の「電気通信設備設計」の認定を受けている者であること。
- (3)参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について(https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項 1 (1)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4)業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2014 年度以降に以下に示される業務について、1 件以上の完了した実績を有さなければならない。なお、当該実績は、首都高速道路株式会社が発注した業務における調査・設計業務成績評定通知書の業務評定点(総合評定点)が 60 点未満のものを除く。

国、高速道路株式会社(首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡)、株式会社高速道路総合技術研究所、高速道路公社(名古屋、広島、福岡北九州)、国立研究開発法人土木研究所、独

立行政法人、地方公共団体のいずれかの発注の下、道路における電気通信設備に関する検討若しくは設計業務

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術資格(予定管理技術者)

以下の技術者資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定(国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。

管理技術者：技術士〔電気電子部門〕、技術士〔情報工学部門〕、電気通信主任技術者〔伝送交換主任技術者・線路主任技術者〕、高度情報処理技術者(※)又は RCCM「電気電子部門」

(※) 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構)のうち、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャー、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士及びこれらの旧試験区分の合格者を指す。

ロ 業務実績

2014 年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1 件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務における調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が 60 点未満のものを除く。

同種業務：道路における電気通信設備に関する検討業務

類似業務：道路以外の電気通信設備に関する検討業務

ハ 手持ち業務量(予定管理技術者)

2024 年 12 月 5 日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満であること。なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2024 年 12 月 5 日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で 5 億円または契約件数で 10 件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a)当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b)当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c)当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d)手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

(5)参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置準則(平成 17 年準則第 22 号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1)技術提案書による評価

- ①予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ②予定管理技術者及び予定担当技術者の同種・類似業務の実績
- ③予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤予定管理技術者の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ①ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
- ②評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1)担当部局

首都高速道路株式会社 財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1 (日土地ビル 8 階)
電話 03-3539-9319 FAX 03-3539-9566

(2)現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ①交付期間：2024 年 12 月 5 日(木)から 2024 年 12 月 27 日(金) 正午まで
- ②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により受領できない場合は、別の方法(CD-R 等の配布)により無償で交付するので、上記 4 (1)の担当課まで申し出ること。
 - ・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)
(<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>)
- ③交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力す

る。登録確認メール(ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3)参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書(電子入札システムにより提出すること。)

・受付期間：2024年12月5日(木) 午前10時から2024年12月27日(金) 正午まで
技術提案書(持参又は郵送により提出すること。)

〈持参の場合〉

・受付期間：2024年12月5日(木) 午前10時から2024年12月27日(金) 正午まで
(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、12月27日(金)は正午までとする。)

・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2024年12月5日(木)から2024年12月26日(木) 必着

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

上記(3)①〈持参の場合〉又は〈郵送の場合〉のとおり。

5 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約書の作成要否 要(本件は電子契約を推奨する。)

(3)関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4)技術提案書のヒアリングの有無 有

(5)電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6)障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777(ダイヤルイン)

(平日のみ午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(7)参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(8)本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(9)詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。